

第7期 介護保険料（案） （平成30～32年度）

暫定値

（単位：円）

課税状況	所得段階区分	所得段階別対象者	保険料率	年額	月額
本人が市民税非課税	第1段階	・老齢福祉年金受給、または、生活保護受給 ・公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	0.5	40,050	3,338
			(軽減後) 0.45	36,050	3,004
	第2段階	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	0.72	57,680	4,807
	第3段階	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額120万円超	0.75	60,080	5,007
	第4段階	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	0.90	72,090	6,008
本人が市民税課税	第5段階 (基準額)	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円超	1.00	80,100	6,675
	第6段階	合計所得金額が125万円以下	1.18	94,520	7,877
	第7段階	合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	104,130	8,678
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	120,150	10,013
	第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.67	133,770	11,148
	第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.84	147,390	12,283
	第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.01	161,010	13,418
	第12段階	合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.18	174,620	14,552
	第13段階	合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.31	185,040	15,420
	第14段階	合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.44	195,450	16,288
	第15段階	合計所得金額が900万円以上1000万円未満	2.47	197,850	16,488
	第16段階	合計所得金額が1000万円以上	2.50	200,250	16,688

基準月額
547円増
(+8.9%)

第6期 介護保険料（現行） （平成27～29年度）

資料 2-2

（単位：円）

所得段階区分	所得段階別対象者	保険料率	年額	月額
第1段階	・老齢福祉年金受給、または、生活保護受給 ・公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	0.50	36,770	3,064
		(軽減後) 0.45	33,100	2,758
第2段階	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	0.72	52,950	4,413
第3段階	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額120万円超	0.75	55,160	4,597
第4段階	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	0.90	66,190	5,516
第5段階 (基準額)	公的年金等収入額＋合計所得金額が年額80万円超	1.00	73,540	6,128
第6段階	合計所得金額が125万円以下	1.20	88,250	7,354
第7段階	合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	95,600	7,967
第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	110,310	9,193
第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.65	121,340	10,112
第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.80	132,370	11,031
第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.95	143,400	11,950
第12段階	合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.10	154,430	12,869
第13段階	合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	161,780	13,482
第14段階	合計所得金額が800万円以上	2.30	169,140	14,095

※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。
なお、合計所得金額の算出に当たっては、平成30年度から、長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額（マイホームを譲渡した場合の3,000万円等）についても収入から控除する等見直されます。

注)今後、報酬改定等により、変更があります。

第7期介護保険料の設定に係る考え方について

1 負担能力に応じたきめ細かな保険料額の設定を行います。

介護保険給付費の増加に伴い保険料負担も増大することから、より安定的な介護保険制度の運営のため、第6期よりも更に被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分と料率の設定を行います。

- 第6期の第14段階を細分化し、第15段階、第16段階を新設します。
- 第6段階（本人課税層のうち最も所得の低い方）の保険料率を、第6期よりも引き下げます。
- 第9段階以上の保険料率をそれぞれ、第6期よりも引き上げます。

2 公費の投入による低所得者対策を実施します。

平成27年度から、第1段階の方に対して公費投入により保険料率を低く抑えており、第7期においても引き続き軽減する予定です。

3 本市独自の介護保険料減免制度を拡充します。

保険料上昇に伴う低所得者の負担を軽減するため、非課税世帯で特に困窮されている方を対象とした減免制度について、収入要件を、年額120万円以下から150万円以下（1人世帯の場合。1人増えるごとに+48万円）へ引き上げる等の見直しを行います。